

「アメリカザリガニ対策の手引き」における防除手法と留意点

株式会社ブレック研究所 環境調査部門
環境調査一部 兼 緑地認証センター 主査 村田和彦
環境調査一部 部長 橋口徹

一. はじめにーアメリカザリガニ対策の必要性ー

昭和初期に輸入され逸出・分布拡大したアメリカザリガニは、国内の広い地域で身近な生き物として認識され、適度な大きさと魅力的な姿から特に子どもたちの接点も多く、生態系に重大な影響を及ぼす外来種として認識されてこなかった。しかしながら本種は丈夫で繁殖力も強く、水生植物、水生昆虫、淡水魚類等さまざまな在来水生生物を食害し、水域生態系への影響が大きいことが特に二〇〇〇年代に入ってから明らかとなってきた。

このような現状にも鑑み環境省では外来生物法の改正を令和四年五月に行い、その後一般の方のペ

ットとしての飼育などは規制しない形でのアメリカザリガニの特定外来生物指定に向けた政令の検討や、普及啓発等さまざまな取り組みを進めている。その中で弊社では環境省外来生物対策室の委託業務により、ワーキンググループや各地の専門家からの情報、さらに現場での実証事業に基づき「アメリカザリガニ対策の手引き」を作成した (<https://www.env.go.jp/content/900518813.pdf>)。

本稿では、自然公園を含めた生物多様性保全の現場で広く対応が検討されるべき外来生物であるアメリカザリガニへの対策について、公園管理者やコンサル、NPO、行政関係者等のさまざまな現場での活用を期して「アメリカザリガニ対策の手引き」に集約した対策



石川県金沢市のシャープゲンゴロウモドキの生息していた池(左：侵入前2003年 右：侵入後2009年)。植生は消失し、茶色く濁っている。シャープゲンゴロウモドキは絶滅し、他の水生生物もほとんど確認されなくなった。写真提供：西原昇吾氏(中央大学)

アメリカザリガニの侵入により景観が様変わりしたため池

ため、重要湿地等希少動植物が生息する生物多様性保全上の重要地域、環境教育上重要な親水地域、農水産業被害がある地域等、防除の必要性の高い地域を選定して集中的に取り組む必要がある。

アメリカザリガニの生息地では個体の捕獲駆除のほか、侵入防止柵の設置等のさまざまな防除法が用いられているが、根絶に至る決定的な手法は開発されていない。そのため多くの場合、本種の防除においては低密度管理を目標とし、環境条件や実施期間、作業効率等を踏まえ複数の捕獲方法を組み合わせて行うことになる。通常は防除の効果を確認できるまでには、小さな閉鎖水域であっても、目安として最低二〜三年はかかるという認識が必要である。

および防除の考え方、効果的な実施方法等を紹介したい。

二. 効果的な防除の実施

アメリカザリガニは国内に広く分布するため、すべての場所で駆除を行うことは困難である。その

アメリカザリガニの防除で用いられている捕獲手法は、タモ網・サデ網などによるすくい採り、誘引餌を入れたカゴワナ類（既製品のアナゴカゴ他）等のトラップが一般的である。また、カゴワナ類での捕獲が難しい小型個体は「しば漬け」による採集が、水田のように水深が浅い場所ではアメリカザリガニが巣穴に入る習性を利用

さまざまなトラップ



カゴワナ類(アナゴカゴ)



「しば漬け」



塩ビ管

した塩ビ管を用いたトラップやペットボトルを用いた手作りのトラップ等が有効である。このほか定

置網、釣りなどによる捕獲実施例も見られる。これらのうちトラップ類は設置後定期的に見回り、捕獲個体の採取を繰り返すことが作業の基本になる。

なおカゴワナ類では在来のカメ類や鳥類、水生昆虫類等の混獲による溺死を防ぐため、浅瀬に設置し上部を水面上に出したり、カゴワナ内に空のペットボトル等を入れてワナの一部を浮かせ、呼吸可能な空間を確保する。

三. 防除実施における留意点

アメリカザリガニの生息状況(密度等)や保全対象への影響程度は地域によって異なるので、対象地域の生物相や種間の関係性を考えながら、必要に応じ専門家に相談した上で防除を進めていくことが重要である。特にアメリカザリガニを捕食するオオクチバスやウシガエル等其他の外來種は、アメリカザリガニの個体数を抑えている場合があり、このような状況下にある水域では複数の外來種の対策を組み合わせる必要がある。また、アメリカザリガニの効率的な駆除を進めていくために

は、可能な限り事前にアメリカザリガニの密度分布の状況を把握した上で、密度が高い場所を中心に駆除作業を進めることが望ましい。そのほか駆除で捕獲したアメリカザリガニの殺処分法、および埋設、肥料・食用としての活用等、殺処分後の個体の取り扱い方法をあらかじめ検討しておくこと、事前に対象地の管理者や地元と調整し、了解を得ておくことも必要となる。また、カゴワナ類等多くの捕獲漁具を使用する際には都道府県が定めている内水面漁業調整規則にのっとる必要がある。

四. おわりに

外來種対策では早期発見、早期防除が重要である。特にアメリカザリガニは侵入してしまうと根絶が難しい種であることから、未侵入地に入れないことが最も重要である。そのため捨てない、逃がさないといった拡散防止の普及啓発とともに、特にアメリカザリガニが未侵入の希少水生生物生息水域でのモニタリングと侵入が確認された場合の即時対応、それらが実行可能な実施体制構築や実施計画準

備を伴う計画的防除が必要となる。

今回の法改正では外來種被害防止に関わる自治体や事業者、国民の責務も位置付けられ、法的にも外來種対策に多くの主体の参画が求められることとなった。アメリカザリガニについては前述の「手引き」が各地での防除推進や国民の理解促進に活用され、水辺の生物多様性保全につながればと思う。なお、今年度は「手引き」の簡易版を作成し、よりわかりやすい形で周知していく予定である。

また最後に特に身近な生物であるアメリカザリガニの対策は、都市公園の池等では簡易な手法で駆除が実施でき、利用者への生物多様性保全に関わる普及啓発としても活用可能であることを付記しておきたい。

村田 和彦 ●むらた かずひこ
東京都出身。宇都宮大学大学院 農学研究科 農学専攻 修了。
野生生物保全、生物多様性に係る環境創出、普及啓発等に携る。日本昆虫学会会員。

橋口 徹 ●はしぐち とおる
神奈川県出身。大阪市立大学大学院理学研究科生物学専攻 修了。
応用生態工学会、日本魚類学会会員。